

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月25日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530008

研究課題名（和文）明治・大正期におけるローマ法学の成立と展開—とくに千賀鶴太郎博士を中心として

研究課題名（英文）History of Roman Law Studies in Meiji-Taisho Era in Japan, especially in the Case of Dr. Senga Tsurtaro

研究代表者

吉原 達也（YOSHIHARA TATSUYA）

日本大学・法学部・教授

研究者番号：80127737

研究成果の概要（和文）：わが国の近代法学史の中で忘れられてきた京都帝国大学教授・千賀鶴太郎博士(1857～1929)のパーソナルヒストリーに照明を当て、ローマ法講義、ローマ法原典翻訳、論文著作を通じて知られる、そのローマ法研究の意義を明らかにするとともに、ベルリン大学の学位取得に至る15年間のドイツ滞在時代に焦点を当てることにより、従来知られていない私費留学生の実像を解明することにより日本近代法学史の未解明な側面を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In describing the history of Roman law studies in Meiji-Taisho Era in Japan, this research focused on the personal history of Dr. Senga Tsurtaro (1857～1929) who had lectured Roman law in the Kyoto Imperial University for the first time and made clear one of the unclarified sides of the modern history of the Japanese jurisprudence.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：ローマ法、日本近代法史、千賀鶴太郎、戸水寛人、帝国大学、大学史

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国におけるローマ法研究史については、戦前に、矢田一男「明治時代のローマ法教育(1)～(2・完)」『法学新報』第44巻3,4号(昭和9年)、「明治以来ローマ法源邦訳事歴—『ローマ法大全』(C.I.C.)を中枢として—(1)～(4・完)」『法学新報』第49巻第6,8,10,12号(昭和14年)の先駆的業績があり、戦後も佐藤篤士「日本におけるローマ法学の役割—日本におけるローマ法研究の歩みにたいする一つの反省—」『早稲田法学』第40巻第1号(昭和40年)、『古代ローマ法の研究』

（敬文堂出版部、昭和50年）第1章「日本におけるローマ法学の発達—日本におけるローマ法研究の歩みにたいする一反省—」と改題して再録がある。その後も、岩野英夫「わが国における法史学の歩み(1873—1945)—法制史関連科目担任者の変遷—」『同志社法学』第39巻第1・2号(昭和62年)が発表され、その中に法制史、法史学との関係でローマ法の研究史への若干の言及がある。

(2) 千賀鶴太郎博士については、すでに前掲矢田論文、佐藤論文にも取り上げられ、両

博士についての基礎的な情報を知ることができるのであるが、もとよりその全体像を描いているわけではなかった。戦前の大学法学部においてローマ法の講義がどのように行われたかということに関心を抱いてきた。近時、千賀博士が「羅馬法講義」の講述筆記録を入手したことを機会に、平成 20 年度から 21 年度にかけてその活字化を試み、その一部を『広島法学』誌に発表する機会を得た(資料 千賀鶴太郎博士述『羅馬法講義』(1) 広島法学第 32 巻第 3 号、(2) 広島法学第 32 巻第 4 号、広島法学第 33 巻第 1 号、(4) 広島法学第 33 巻第 2 号、(5・完) 広島法学第 33 巻第 3 号を参照)。

(3) この筆記録は、大正 7 (1918) 年頃の京都帝国大学法科大学での羅馬法講義録と考えられ、文字の特徴や装丁などから、おそらく聴講者の筆記録を本人か別人が清書の上、製本したものであると推定される。同時代のローマ法講義録としては、春木一郎博士については、講義者自筆本(明治 40 年 9 月乃至 41 年 5 月の学年における講義に使用したもの、記念のため京都帝国大学法学部に寄贈)のほか、昭和 2 年の京都帝国大学法学部での羅馬法特別講義の講述筆記録(吉田五郎編・春木一郎講述「羅馬法講義」八幡大学法経学会(B6 246 頁)などが知られており、また、戸水寛人博士についても、日本大学、早稲田大学等での羅馬法講義録(戸水寛人講述『羅馬法』日本大学 [1905]、戸水寛人講義『羅馬法・完』早稲田大学出版部 1903 など)から、講義内容の概要が知られている。千賀博士の講義録は、内容的にも不完全なものに留まるが、これまで知られなかった千賀博士のローマ法に関する内容の一端を明らかにするものとして貴重である。

2. 研究の目的

本研究は、明治期から現代に至る日本のローマ法研究の成立と展開という課題のうち、わが国におけるローマ法研究の先駆者である京都帝国大学教授、千賀鶴太郎博士(1857~1929)に焦点をあて、とくに新たに発見された千賀博士のローマ法講義録の活字化と内容分析及び同時代の各大学でのローマ法講義類と比較作業を充実させることを通じて、従来知られていなかった博士のローマ法研究の特質を解明し、ローマ法研究史の未解明の部分の部分を明らかにすることを目的とする。

(1) 千賀博士の京都帝国大学法科大学教授就任までの経歴

千賀博士の経歴を簡単に記すと、安政 4(1857)年岡山に生まれ、岡山藩塾から岡山普通学校及び遺芳館で修業後、明治 7 (1874) 年上京して慶應義塾に進む。その後、同 9 (1876) 年に中村敬宇(正直)の主宰する英学塾同人社

で英国の哲学書などを教えたあと、同 17(1884)年~32(1899)年にかけて 15 年間ドイツに滞在する。その間、同 22(1889)年 ベルリン大学文科修業、同 26(1893)年 同法科修業、同 30(1897)年 同法科学位「ドクトル・ユーリス・ウトリスキエ」(学位論文「Gestaltung und Kritik der heutigen Konsulargerichtsbarkeit in Japan、(1897)」)を取得、同 30(1897)年から翌年にかけて、ベルリン大学東洋語学校日本語講師を勤めた。明治 32(1899)年京都帝国大学法科大学開設にともない、8 月に帰国、9 月法科大学教授となり、春木一郎博士の就任までの 1 年間と大正元年から 15 年間羅馬法の講義を行っている。千賀博士はこのように当時の帝国大学教授に就任した多くが一定の学問的経歴を経た一種のエリート的階梯を歩んだのとは違い、きわめて特異な経歴を辿っている。本研究では、これまで断片的にしか知られていない 15 年にわたるドイツ滞在時代の事績を、とくにベルリン大学におけるローマ法との関わりと学位取得の経緯を中心に検討するとともに、当時の私費留学生の例として千賀博士の具体像を明らかにすることは明治期における西欧留学生の具体像の解明に重要な意味を有する。

(2) 千賀博士『羅馬法講義』、戸水博士『羅馬法講義』、春木博士の羅馬法講義との比較検討

春木一郎博士、「講義者自筆本」(明治 40 年 9 月乃至 41 年 5 月の学年における講義に使用したもの、記念のため京都帝国大学法学部に寄贈)のほか、昭和 2 年の京都帝国大学法学部での羅馬法特別講義の講述筆記録(吉田五郎編・春木一郎講述「羅馬法講義」八幡大学法経学会(B6 246 頁)など、戸水寛人博士についても、日本大学、早稲田大学等での羅馬法講義録(戸水寛人講述『羅馬法』日本大学 [1905]、戸水寛人講義『羅馬法・完』早稲田大学出版部 1903 など)の千賀博士の「羅馬法講義」との比較を通じて、明治から大正期にかけての帝国大学におけるローマ法教育の目的とその法学史上の意義を明らかにする。

(3) 千賀博士のローマ法原典翻訳の意義

千賀博士には、晩年に刊行された『ユ帝欽定羅馬法学説彙纂第 1 卷(総論及諸官職)(訳並註解)』(大正 10 年刊)と『ユ帝欽定羅馬法学説彙纂第 7 卷(用益権 使用権)(訳並註解)』(大正 12 年 8 月 5 日刊)という 2 冊のローマ法原典翻訳がある。両訳書は、春木一郎博士『学説彙纂プロータ』の翻訳の影に隠れて注目されることが少ないのであるが、実際のところ、各法文に附された詳細な註解を通じて、原文から翻訳本文に至る訳出の思考過程が示さ

れる点できわめて重要な意味をもっていると考えられる。本研究では、今後『学説彙纂』の全改訳作業をめざすための大きな手掛かりを得ることができる貴重な宝庫の一つである意義について再評価を試みる。

3. 研究の方法

明治期から現代に至る日本のローマ法学研究の成立と展開という課題のうち、本研究においてはわが国におけるローマ法研究の先駆者である京都帝国大学教授、千賀鶴太郎博士に焦点をあてつつ、博士のパーソナル・ヒストリーを描く上で不可欠の点、

- (1) ドイツ留学以前における経歴
- (2) ドイツ留学時代における千賀博士のベルリン大学での学修と同東洋語学校での業績
- (3) 京都帝国大学法科大学教授就任経緯について未解明の点を明らかにすること
- (4) わが国におけるローマ法研究において、千賀博士『羅馬法講義』及びユスティニアヌス法典の原典翻訳のもつ意味

以上の諸点を明らかにすること。

4. 研究成果

本研究の成果の主なものを掲げると以下の通りである。

(1) について。千賀博士のご親族からの聞き取り及び実地調査により、明らかになった博士の出生地に関する検討の若干を記す。

千賀博士の出生地は一般には岡山とされるが、同博士の墓碑には、嗣子千賀孝善氏(1881~?)により「安政四年二月十日相州鶴ヶ岡八幡 [マ、鶴岡八幡] ノ陣営ニ生ル昭和四年三月十九日京都下鴨瀬見川庵ニ薨ス」とある。しかるに、さる識者によれば、当時鎌倉近在に岡山藩の陣屋ないし陣営は存在しないとのことである。よって、「相州鶴ヶ岡八幡ノ陣営ニ生ル」の「相州鶴ヶ岡八幡ノ陣営」と博士出生地の関連について考究の要がある。ちなみに、「池田家文庫」(岡山大学附属図書館コレクション)の当該資料には、厳父千賀武四郎(ぶしろう)が幕末期岡山藩の海防従事で房総に居りし(安政3(1856)年3月~安政6(1859)年4月 房州北条定詰 但房総御預所)とあり、この近辺には「関東の三鶴」(鎌倉鶴岡八幡宮、市原鶴峯八幡宮、北条(館山)鶴谷八幡宮)として有名な「鶴ヶ谷八幡宮」が存在する。よって、墓碑にいう「相州鶴ヶ岡八幡 [マ、鶴岡八幡] 云々」は、あるいは、千賀孝善氏又は千賀鶴太郎博士御自身の御記憶となんらかの関係があるかとも思われ、この点について一応の仮説は得られたが、さらにいっそうの補強証拠によりその根拠づけが必要とされる。

(2) について。ベルリンの「国立プロイセン枢密文書館」(Geheimes Staatsarchiv Preussischer Kulturbesitz, Berlin/Dahlem)における資料調査を通じて知り得た千賀博士自筆の自歴書(Curriculum Vitae)の分析などにより、ベルリン東洋語学校 Das Seminar für orientalische Sprache der Universität zu Berlin 在任中の事蹟を一端を明らかにすることができた。同文書館には、I Hauptabteilung (HA) Rep. 76 Kultusministerium Va Universitäten Bd. 1 (Sektion 1-2), Generalia, Universität Berlin として、ベルリン大学東洋語学校の歴代日本人講師に関する記録が保存されており、そのうち、2代目の担当者として千賀博士に関する記録は No. 17~29 にあたる。No. 17 には Curriculum vitae と題するドイツ語文の自筆の自歴譜が記されている。これは、1890年6月に日本語講師として採用されるにあたって東洋語学校長に宛て提出されたもので、ノート4頁からなる。1897年に刊行された博士論文 Gestaltung und Kritik der heutigen Konsulargerichtsbarkeit in Japan, Druck von Leonhard Simion [1897]の末尾に付されたドイツ語文自歴書よりも詳細であり、両者の比較を通じて、千賀博士の初期の経歴をより明確にすることができた。

ここでは後者のそれを訳述する。「自歴譜 (Curriculum vitae) 余、千賀鶴太郎は、1857年2月に、旧備前藩の郡目付、士族、千賀武四郎[せんが・ぶしろう]の子として、日本の岡山に生まれたり。余の宗旨は仏教の禅宗(曹洞宗)なり。余は、家庭教師について初等教育を終えし後、漢学[漢籍]を学ぶべく上級学校[藩塾]に進みしが、その講義内容は、今日の日本のギムナジウムの和漢文学課程と東京大学哲学部漢文[漢籍]学科のそれにはほぼ匹敵するものなりし。余が在籍し頃、英語教育が導入されるに及び、余は漢籍と並んで英書も講読したり。9年の学業を終え、東京に出て、この地でイギリス国家学を学びたり。たしかに東京には当時大学たる上級学校[東京開成学校]—ここはその後東京大学に発展す—がありしが、ヨーロッパ国家学[政治学]はあまりにも貧弱にして、余の学習の用をなさざりけり。かくなる次第にて余はこれらの学問の自習を余儀なくせり。その後余は東京の英語塾”同人社”の講師に採用され、上級クラスにて、新しき英国哲学の著作(とくにベンサム、J・S・ミル、H・スペンサーら)を講義せざるをえず。しかるに余は英語文献は国家学には関してきわめて不十分にして一面的たるに気づくに及び、余はドイツ語を学ばんと決意したり。1884年夏、ドイツ国家学を学ばんとて、政治新聞『東京日日新聞』のベルリン派遣特派員になりし

も、その出発に先立つ数ヶ月前に東京大学の教授及び最上級課程の学生[研究生]らの集まりで、ヨーロッパ哲学並に古代インド哲学の探究と普及を目的とする哲学団体[哲学会]が創設されるにあたり、同人社からも協議に参加すべく代表を派遣せんこととなりしが、余がその代表に選出せられりしは名誉なりしも、最初の会合にのみ参加せざるをえざりしは余の遺憾とするところなり。ベルリンにては、余はまずドイツ語を学び、1885年冬には哲学部に学籍登録を許されたり。その後4年にわたり、余は国家学の講義を受講せり。1889年冬に至り法学部に改めて学籍登録を許され、その後8ゼメスターをたゆまなく学問に費やせり。1890年冬、本大学東洋語学校[ゼミナール]の日本語講師に採用され、5年にわたる上記政治新聞の活動—とくに英語とドイツ語からの翻訳—のかたわら、Seeley[シーリー]による”Life and Times of Stein” [『シュタインの生涯と時代』]の一書を日本政府の要請により日本語に翻訳せり。」(以上の詳細についてはとりあえず下記 HP 版千賀博士著作目録を参照)。国立プロイセン枢密文書館所蔵の自筆自歴譜との比較校合を通じてその詳細を近日中に公表の予定である。

(3)については、主として鷗外『独逸日記』、井上哲次郎日記『懐中雑記』、大森鐘一『滞独日記』など同時代のベルリン滞在者の日記類を通じて、とくにベルリン留学時における人的関係についての調査を行ったが、その経緯に関してなお今後の課題として留保せざるをえなかった。現段階での成果については、下記 HP 版千賀博士著作目録に掲載している。

(4) 戸水博士『羅馬法講義』と対比を通じて、ローマ法講義の一端を明らかにすることができたほか、関連のユスティニアヌス帝『学説彙纂』の翻訳として、「ユスティニアヌス帝『学説彙纂』第二十卷邦訳」(1) 広島法学第33巻第4号(平成22年3月)、(2・完) 広島法学第34巻第1号(平成22年6月30日刊)、「ユスティニアヌス帝『学説彙纂』第四十八巻第五章 姦通処罰に関するユリウス法註解邦訳」広島法学第35巻3号所収を刊行することができた。

(5) 本研究の意義は、わが国の近代法学史の中で忘れられてきた千賀博士のパーソナルヒストリーに照明を当てることにより、法学史の欠落を部分的に補填することにある。具体的には、ローマ法講義、ローマ法原典翻訳、論文著作を通じて知られる、博士のローマ法研究の再検討を通じて、その意義を明らかにするとともに、同時、千賀博士については、ベルリン大学の学位取得に至る15年間の

ドイツ滞在時代に焦点を当てることにより、従来知られていない私費留学生の実像を解明すること。そのことにより、本研究は、近代法学史の未解明の部分に新しい平面を解明した点で重要な意義を有する。

その作業過程で、千賀博士の経歴と著作をあらためて検討する機会を得たが、以上の千賀博士及び戸水博士についての研究成果は、WEB上で、それぞれ

「千賀鶴太郎博士著作目録」(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/senga001.pdf>; 平成25年2月27日最終改訂)、「戸水寛人博士著作目録」(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/tomizu001.pdf>; 平成24年12月17日最終改訂)の中で公表している。

わが国の近代法学研究史の中で忘れられてきた千賀博士に照明を当て、そのローマ法講義とともに、残された大きな作品であるユ帝学説彙纂の2巻の翻訳が持つ現代的な意義を検討することにより、その欠落部分の補填することができた。

(6) 関連の成果としては、これまでも日本における主要なローマ法学者を網羅した著作目録集の四訂版の刊行を準備している。この間 Web 上で、「日本のローマ法」所収の該当箇所ですべて改訂してきたものを基本にしつつ、現状での「日本のローマ法」研究史に関する資料を網羅したものである。本『春木一郎博士・原田慶吉教授・田中周友博士・船田享二博士・武藤智雄教授略年譜・著作目録—日本ローマ法学五先生略年譜・著作目録(四訂版)—ローマ法・法制史学者著作目録選(第十輯之一)—』は、『春木一郎博士・原田慶吉教授・田中周友博士・船田享二博士・武藤智雄教授・千賀鶴太郎博士・戸水寛人博士略年譜・著作目録—日本ローマ法学七先生略年譜・著作目録(新訂版)—ローマ法・法制史学者著作目録選(第十輯)—』の一部を構成するものである。今次の『目録選(第十輯)』は、従来の冊子版に代えて、当面 CD 版(「第十輯之一」及び「第十輯之二」の二分冊形態)に限定して作成される。

その構成は、第十輯之一として既輯『春木一郎博士・原田慶吉教授・田中周友博士・船田享二博士・武藤智雄教授略年譜・著作目録—日本ローマ法学五先生略年譜・著作目録(三訂版)—ローマ法・法制史学者著作目録選(第七輯)—』(平成18(2006)年10月1日刊)の改訂版たる『春木一郎博士・原田慶吉教授・田中周友博士・船田享二博士・武藤智雄教授略年譜・著作目録—日本ローマ法学五先生略年譜・著作目録(四訂版)—ローマ法・法制史学者著作目録選(第十輯之一)—』及び第十輯之二として前輯『千賀鶴太郎博士・戸水寛人博士・池辺義象氏略年譜・著作目録—日

本ローマ法学七先生略年譜・著作目録(千賀博士・戸水博士限定追加版)―ローマ法・法制史学者著作目録選(第九輯)―』(平成 22 (2010)年 3月 31日刊)の改訂版である『千賀鶴太郎博士・戸水寛人博士・池辺義象氏略年譜・著作目録(改訂版)―日本ローマ法学七先生略年譜・著作目録(千賀博士・戸水博士限定追加版(改訂版))―ローマ法・法制史学者著作目録選(第十輯之二)―』の二分冊となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

- ① 吉原達也「何人も自己自ら占有の性質を変更することを得ず」というローマ法準則・再考―サヴィニー『占有法』における占有概念をめぐる―『広島法学』第 35 巻第 2 号(2011 年 9 月)1~25p.

[学会発表] (計 1 件)

- ① 吉原達也 (YOSHIHARA TATSUYA) ・ A Comparison of the Way of Legal Reasoning between Cicero and Ulpian ・ ローマ法コロキウム(福岡工業大学), 2013 年 3 月 27 日

[図書] (計 1 件)

- ① 吉原達也・西山 敏夫・松嶋 隆弘編『リーガル・マキシム』三修社, 528p.

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等
千賀鶴太郎博士著作目録(最新改訂 2013 年 2

月 27 日)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/senga001.pdf>

戸水寛人博士著作目録(最新改訂 2012 年 12 月 17 日)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/tomizu001.pdf>

日本のローマ法

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/Romanist2003>(最終改訂 2013 年 3 月 1 日)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉原 達也 (YOSHIHARA TATSUYA)

日本大学・法学部・教授

研究者番号：80127737

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：